

## 堺市行革推進有識者会議開催要綱

平成 29 年 3 月 27 日制定

平成 29 年 5 月 23 日改正

## 1 目 的

堺市行革推進本部規程（昭和 60 年庁達第 11 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、堺市行財政改革に係る方針及び計画の策定について、有識者、市民等から意見を聴取するため、堺市行革推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

## 2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市行財政改革に係る方針及び計画の策定に関する事項

## 3 構 成

会議は、次に掲げる者のうち、本部長が依頼する 7 人以内の者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体に属する者
- (3) 企業経営者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか、本部長が適当と認める者

## 4 座 長

- (1) 会議に座長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を行う。

## 5 関係者の出席

本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 6 開催期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間のうち、2 回程度とする。

## 7 庶 務

会議の庶務は、行革推進課において行う。